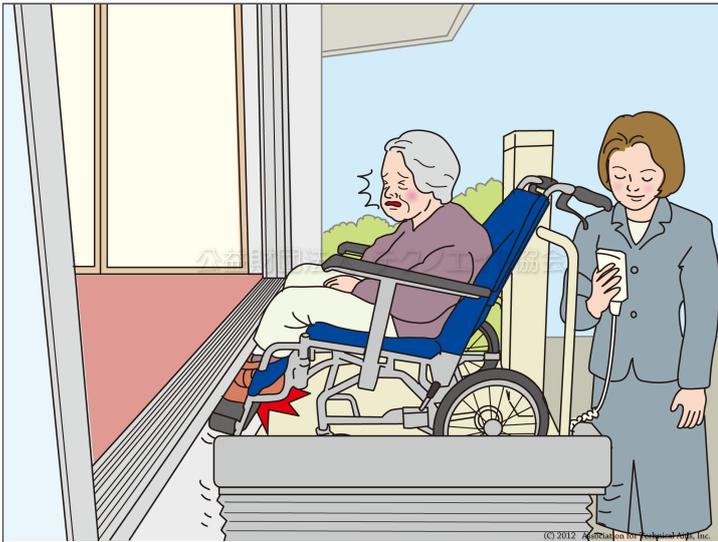


Case : 290

上昇した際、本体とサッシ枠に足が挟まり、ケガをしそうになる

場面の説明

座面角度をつけた車いすを使用していたため、フットサポートが通常よりも前方に位置しており、上昇時に利用者の足がサッシ枠との間に挟まれてしまった



利用シーン	 リモコン操作  階段の昇り降り
主な利用場所	 階段  玄関  段差・縁石
介護保険の種目	 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
分類コード (CCTA95)	183006 (段差解消機)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

解説

座面のティルト機構を備えた車いすは、フットサポートが標準型の車いすよりも高く位置しているため、段差解消機の脱輪止めが機能しない場合があります。この部分には接触を感知して昇降を自動停止させるような安全装置が付かない機種もあり、挟み込みによって大ケガに至る可能性があります。複数の福祉用具を組み合わせる場合には、個々の用具が想定しえない危険が発生してしまうこともあり、一層の注意が必要です。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

人：利用者の足がぶつかるとは思っていなかった
 モノ：テーブル面よりも全長が長い車いすだった